

消防予第204号
平成20年8月29日

各都道府県消防主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

執務資料の送付について

日本工業規格（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。）の消防法上の取扱いに係る質疑応答について、別添のとおりとりまとめたので、執務上の参考としてください。

なお、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

別添

問 消防用設備等の技術基準において、日本工業規格に適合するものを用いる旨の規定(例えば消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第12条第1項第6号ニ(イ)等)が設けられているが、これは当該規定において引用されている規格に係る技術上の基準を満たせばよく、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条第1項及び第2項、第20条第1項並びに第23条第1項から第3項までに規定する表示が付されていることを必ずしも要しないと解してよいか。

(答)

お見込みのとおり。